

## 1. 区民とは？

### ➤ 住民

その土地に住んでいる人。

住んでいると見なされる条件が曖昧。

#### (参考1) 住民基本台帳人口と国勢調査人口

- ・ 住民基本台帳人口：住民基本台帳法に基づき、市町村に備えてある住民基本台帳に記録されている住民の人口。外国人登録者数は含まれていない。
- ・ 国勢調査人口：調査時において、当該地域内に常住している者。「常住している者」とは、当該住居に3か月以上にわたって住んでいるか、又は住むことになっている者。

### ➤ 納税者

住民税（特別区民税）を納める義務がある者。

「非納税者」は対象外でよいのか？

#### (参考2) 東京都台東区特別区税条例

(特別区民税の納税義務者)

第9条 特別区民税(以下「区民税」という。)は、第1号の者に対しては均等割額及び所得割額の合算額によつて、第2号の者に対しては均等割額によつて課する。

- (1) 区内に住所を有する個人
- (2) 区内に事務所、事業所または家屋敷を有する個人で区内に住所を有しない者

### ➤ 有権者

選挙権を持っている者。区長選挙、区議会選挙の選挙権は、満20歳以上で、引き続き3ヵ月以上区に住所のある日本国民。

「非有権者」は対象外でよいのか？

### ➤ 在勤者

当該地域内に立地する事業所に勤務する者。

事業活動のみならず、地域社会、環境、教育、文化など多方面にわたり、積極的に貢献していく者としての「企業市民」の役割が増している。

### ➤ 来街者

何らかの目的を持って、当該地域を訪れる者（通学者、買い物客、観光客、祭りの参加者 等）

#### (参考3) “citizen” の訳語としての「市民」

- ・ ヨーロッパの「都市」は、陸続きであるがゆえに、古くから異民族間で大規模な抗争を繰り返しながら成立。「市民」(citizen)による自衛と自治を前提要件とした「都市」が存在。
- ・ 島国である我が国では、自衛と自治を前提要件とした「市民意識」は定着していない。  
(三輪真之著「日本の市民憲章」より作成)

## 2. 総合計画・自治基本条例・都市宣言との違い

### 総合計画

- 基本構想：区の目指すべき将来像を描いたもので、区政運営の最高指針。
- 基本計画：基本構想を具体化するための施策を示した10カ年の長期計画。
- 実施計画：基本計画の実施に必要な事業の計画などを定める3カ年の短期計画。  
一般にこれらを総称して総合計画という。

### 自治基本条例

- 自治体運営のための基本理念と、それを実現するための制度・権利・義務・手続を詳細に規定する法規範。
- 地方自治体という単位で物事を考えたり、決めたりする場合に、誰がどのような役割を担い、どのような方法で決めていくかを定める自治の基本ルール。

### 都市宣言

- 特定のテーマについて、市の考え方や市政の方向性を、市民及び市外に対して表明するもの。(平和都市宣言、スポーツ都市宣言、人権擁護都市宣言等)

	区民憲章	総合計画 (基本構想)	自治基本条例	都市宣言
法的位置付け	なし	地方自治法に基づく	法規範そのもの (自治体の憲法とも言われる)	なし
目的・役割	区民生活の目標 や規範	行政の長期ビジョン	自治の基本ルール	市の考え方や市政の方向性を市民、市外に表明
策定主体	区民	行政(市民は計画づくりに参画・参加)	自治体の構成者である市民、議会、首長、行政	行政等
対象分野	特に規定なし	分野全般	分野全般	特定テーマ
実現主体	区民	行政職員と市民 (市民協働)	市民、首長、議会、行政職員等	行政等
想定期間	半永久的	10～20年程度	特にないが、 改正可能	特にないが、社会情勢や世論の変化により、その意義が薄れることがある。

## 足立区自治基本条例（平成16年12月議決）〈抜粋〉

### （区民の権利及び責務）

第3条 区民は、自治の主体として、区政運営に参画する権利並びに区が保有する情報の公開及び提供を受ける権利を有する。

2 区民は、区政に参画するにあたっては、自治の主体であることを自覚し、自らの発言と行動に責任を持たなければならない。

3 区民は、法律の定めるところにより納税の義務を果たすものとし、また、選挙権を有する区民は、その行使の機会を生かすように努めるものとする。

### （区長の責務）

第4条 区長は、区民の信託に応え、この条例の目的を実現するため、誠実かつ公正に区政を執行するように努めなければならない。

## 第2章 自治の基本理念

### （自治の基本理念）

第5条 区民及び区は、一人ひとりの人権が尊重され、いきいきと安心して心豊かに暮らせる活力ある足立を、協働して築くことを目指すものとする。

## 第3章 区政運営の基本原則

### （区政運営の基本原則）

第6条 区は、基本理念を実現するために、次に掲げる基本原則に基づいて区政を運営しなければならない。

- （1） 区は、区民の自主性を尊重するとともに、公共的課題を解決するため、責務と役割を区民と分担しながら、協働して区政を運営するものとする。
- （2） 区は、区政に関する情報を区民と共有するものとする。
- （3） 区は、区民が区政運営に積極的に参画し、協働できるように努めるものとする。
- （4） 区は、前3号の原則を踏まえ、総合的、計画的かつ効率的な区政運営に努めるものとする

## 台東区健康都市宣言

平成5年10月1日

告示第106号

台東区を健康都市とすることを次のとおり、宣言する。

健康は、私たちがいきいきとした豊かな生活を営む源であり、万人の願いである。

健康を保持増進するためには、心身の健康づくりに対する一人ひとりの自覚と健康的な生活習慣の実践、安全で快適な生活環境の整備などが不可欠である。

台東区は、すべての区民が健康で文化的な生涯を送ることができるよう、区民と区が一体となって健康施策を積極的に推進することを誓い、ここに健康都市とすることを宣言する。

## 台東区平和都市宣言

平成7年11月2日

告示第219号

台東区が平和都市であることを次のとおり、宣言する。

世界の恒久平和は、人類共通の願いである。

核兵器を廃絶し、歴史と文化を刻み人類を育むこのかけがえのない地球環境を守り、平和な社会を次の世代に引き継ぐことは、今の私たちに課せられた責務である。

私たちは、世界で唯一の核被爆国民として、戦争による罹災経験を自らがもつ都市の住民として、平和の尊さを全世界に強く訴え、人類こぞって幸せが享受できる社会の実現を希求する。

戦後50年の今年、改めて日本国憲法に掲げられた恒久平和に向けて努力することを誓い、ここに台東区が平和都市であることを宣言する。

### 3. 区民憲章の実践活動

#### (1) 実践活動の分類

- 文言自体の普及・啓発活動
  - ・区の公式の行事における区民憲章の朗読や唱和
  - ・区民憲章碑の建立
  - ・区民憲章かるた / 等
- 区民憲章の主旨に則った実践活動
  - ・花いっぱい運動の実施（美化運動）
  - ・区民憲章普及作文コンクールの開催（イベント・コンクール）
  - ・まちづくりファンドの設立 / 等

#### (2) 実践事例

岩手県水沢市（昭和39年制定）

- ・推進協議会が市民憲章の理念を率先して実践  
 水沢市市民憲章推進協議会が率先して市民憲章の理念を実践。「市民憲章の日常化」を柱に、市民憲章の啓発提唱活動や環境美化活動などを実施。花いっぱい運動や清掃活動などの活動が市民等に定着。

福井県福井市（昭和39年制定）

- ・市民憲章に基づく実践内容を明確化  
 昭和20年の戦災をはじめ震災・水害とたび重なる災害に対して、復興を成し遂げた市民の不屈の精神と、燃える郷土愛を市民憲章「不死鳥の誓い」として制定。五箇条の本文ごとに10項目の実践内容を明確化。推進組織である「不死鳥のねがい推進協議会」を中心として、地域に根ざした普及・啓発、実践活動を展開。

憲章本文

(1) すすんで 親切をつくし 愛情ゆたかなまちを つくりましょう(親切奉仕部門)

実践内容

1. 互いに助け合いの心を持ち、支え合い、心豊かな社会をきずく。
2. 小さな親切でも、大きな勇気を持って行う。

石川県<sup>はくい</sup>羽咋市（昭和48年制定）

- ・基金による活動助成  
 昭和57年、実践活動を自主的に展開している個人や団体を側面的（経済的）に援助することを目的として、羽咋市市民憲章推進基金協会を設立。クチコミや各種広報活動、会員の熱心な募集活動などにより、募金は平成17年度末現在1,168件、41,147,344円。昭和60年12月に「公益信託」の認可を経て、羽咋市市民憲章推進基金（らぶ・はくい基金）を設立し、基金から生まれた「利子」を助成金として交付。これまでに124件の団体・個人に総額13,660,000円を助成。